

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業

って どんなことをしてくれるの？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。



定期的な訪問により、福祉サービスを利用する
お手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いする
ことで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた
地域で生活できるように支援する事業です。

福祉サービスって
何があるんだろう？



1 福祉サービスを安心してご利用 できるようにお手伝いします。

福祉サービス利用援助

「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

利用料は
P3P4を
ご参照ください

- 例えば…
- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
 - 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
 - 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



お金の管理が心配



2 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします。

財産管理サービス

利用料は
P3P4を
ご参照ください

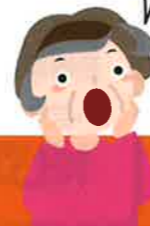
- 例えば…
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
 - あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。



預入れ・お引出し お振込 税金



通帳や年金証書を
どこに置いたか
忘れてしまう



3 大切な書類や印鑑などを お預かりします。

財産保全サービス

金融機関の貸金庫に保管します。
また、宝石、骨董品、貴金屬類、株券、有価証券などはお預かりできません。



利用料
年間3,000円
(月額250円)

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が
適当と認められた書類



その他、「弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス」も利用できます。
このサービスは、本事業利用者以外の方も利用できます。 ※紹介料無料

あなたのまちの社会福祉協議会がお手伝いします

日常生活自立支援事業を利用するまでの流れ

1 相談

お近くの社会福祉協議会(社協)に、困ることがあれば気軽に相談してください。

2 訪問

社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。

安心して利用していただくために

契約締結審査会

「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

運営適正化委員会

この事業への苦情は、担当者か外部の有識者で構成される「運営適正化委員会」へご相談ください。苦情解決に向けた調査・助言等を行います。

TEL 043-246-0294

3 支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作ります。その計画で良ければ契約します。

4 支援の開始

担当の生活支援員(または専門員)が、支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。

無料

有料

利用料

(1ヶ月の合計時間で請求いたします)

年会費

年間3,600円(月額300円)

財産保全サービス

年間3,000円(月額250円)

福祉サービス利用援助・財産管理サービス

～生活支援員(または専門員)による支援～

支援時間	料金
1時間30分未満	1,000円
1時間30分以上2時間未満	1,500円
以降30分毎に500円加算	

生活支援員の交通費

～生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間～

移動時間	料金
30分未満	無料
30分以上1時間未満	500円
1時間以上	一律1,000円

専門員

ご本人の生活状況の確認をし、契約までの調整を行い支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

生活支援員

一定の研修を受けた社協の職員です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。

生活保護世帯は無料です